

記入例 年度途中退職者

【注意事項】太枠内はすべて（「備考」欄以外）記入してください。

地方公務員等共済組合法施行令第46条関係

任意継続組合員申出書

※退職日まで引き続く組合員期間が1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます。（組合員期間は、引き続くすべての公務員期間を合算）

組合員証記号番号	公立媛 1234567		共済使用欄	組合員期間	1年と1日以上有
フリガナ	コウリツ タロウ	性別		退職時の標準報酬月額	千円
氏名	公立 太郎	男			
月日	昭和 50年 5月 4日	女	所属所コード		
月日	令和 〇年 9月 30日		退職時の所属所名	愛媛県立えひめ高等専修学校	
退職後の住所	〒790-0001 愛媛県松山市一番町5-6-7 〇〇ビル506号室				
電話番号 (携帯電話・自宅)	090-****-****	医療費受給者証の有無 (有・無のいずれかを○で囲む) ※有の場合、「受給者証の写し」を添付	ひとり親等	障がい等	
	089-****-****		有・無	有・無	
掛金の納入単位 (1~3のいずれかを○で囲む) ※前納(1・2)の場合、割引あり	1: 12か月前納 ……4月～翌年3月分(年度途中加入時も初回は3月分まで) 2: 6か月前納 ……4月～9月分、10月～翌年3月分(年度途中加入時も初回は9月分または3月分まで) 3: 毎月払い ……初回のみ2か月分納入 注記: いずれの場合も、初回掛金は払込書での払込み				
初回掛金の納入方法 (1・2のいずれかを○で囲む) ※年度末退職で2月までに様式配付した者のみ記入	1: 3月に口座振替 ……4月 2: 4月に払込書による払込み ……3月 (2の場合も、2回目以降は口座振替) 任意				
被扶養者の継続認定 (1~3のいずれかを○で囲む) ※3の場合、継続認定する人数を記入し「被扶養者確認書」を添付	1: 現在認定中の被扶養者はいない 2: 現在認定中の被扶養者は、全員継続認定しない(取消) 3: 現在認定中の被扶養者のうち、継続認定する者がいる 継続認定(人数) 2人 ……継続認定する者について別紙「任意継続申出用 被扶養者確認書」を記入して添付してください。 注記: 継続認定しない被扶養者の資格喪失証明書が必要な場合は、「資格喪失証明書 交付申請書」を提出してください。				
備考	地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合愛媛支部長 様 令和 〇年 9月 30日 申出者 組合員氏名 公立 太郎				

退職後の住所(転居する場合は新しい住所)を記入
※この住所へ証を送付します

医療費受給者証『有』の場合は、医療費受給者証の写しを添付

「任意継続掛金 早見表」を参考に選択(年度途中加入の場合も12か月前納、6か月前納の選択可※下記参照)
申出書受付後に送付する払込書での払込みを確認後、証を発送

取消日が退職日の翌日以外の場合は「被扶養者取消申告書」及び必要書類を提出

継続認定する被扶養者がいる場合は必ず記入し、「任意継続申出用被扶養者確認書」を作成して添付(「確認書」に記載のない被扶養者は退職日の翌日で取消)

(退職前に記入する場合) 退職日
(退職後に記入する場合) 記入日

※「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」の1枚目を添付(又は後日提出)してください。(2枚目は本人保管用)

※任 【掛金納入単位について】例: 7月加入の場合
 *12か月前納 [初回] 7月～翌年3月分(払込書) [2回目] 翌年4月～翌々年3月分(口座振替)
 *6か月前納 [初回] 7月～9月分(払込書) [2回目] 10月～翌年3月分(口座振替)
 *毎月払い [初回] 7・8月の2か月分(払込書) [2回目] 9月分(口座振替)

記入例 年度末退職者

【注意事項】太枠内はすべて（「備考」欄以外）記入してください。

地方公務員等共済組合法施行令第46条関係

任意継続組合員申出書

※退職日まで引き続き組合員期間が1年と1日以上ある方のみ申し出ることができます。（組合員期間は、引き続きすべての公務員期間を合算）

組合員証記号番号	公立媛 1234567	共済 使用 欄	組合員期間	1年と1日以上有
フリガナ	コウリツ タロウ		退職時の 標準報酬月額	千円
氏名	公立 太郎	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
生年月日	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 50年 5月 4日	退職時の 所属所名	愛媛県立えび	
退職後の住所	〒790-0001 愛媛県松山市一番町5-6-7 〇〇ビル506号室	医療費受給者証の有無 (有・無のいずれかを○で囲む) ※有の場合、「受給者証の 写し」を添付	ひとり親等	障がい等
電話番号 (携帯電話・自宅)	090-****-**** 089-****-****		有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
掛金の納入単位 (1~3のいずれかを○で囲む) ※前納(1・2)の場合、 割引あり	<input checked="" type="radio"/> 1: 12か月前納 ……4月~翌年3月分(年度途中加入時も初回は3月分まで) <input type="radio"/> 2: 6か月前納 ……4月~9月分、10月~翌年3月分(年度途中加入時も初回は9月分または3月分まで) <input type="radio"/> 3: 毎月払い ……初回のみ2か月分納入 注記: いずれの場合も、初回掛金は払込書での払込みです。2回目から口座振替です。			
初回掛金の納入方法 (1・2のいずれかを○で囲む) ※年度末退職で2月までに 様式配付した者のみ記入	<input checked="" type="radio"/> 1: 3月に口座振替 ……4月1日に任意継続組合員証を発送 <input type="radio"/> 2: 4月に払込書による払込み ……3月31日以降に送付する払込書での入金確認後、 (2の場合も、2回目以降は口座振替) 任意継続組合員証を発送			
被扶養者の 継続認定 (1~3のいずれかを○で囲む) ※3の場合、継続認定する 人数を記入し「被扶養 者確認書」を添付	1: 現在認定中の被扶養者はいない 2: 現在認定中の被扶養者は、全員継続認定しない(取消) <input checked="" type="radio"/> 3: 現在認定中の被扶養者のうち、継続認定する者がいる 継続認定する人数を記入 継続認定(人数) <input type="text" value="2"/> 人 …… 継続認定する者について別紙「任意継続申出用 被扶養者確認書」 を記入して添付してください。 注記: 継続認定しない被扶養者の資格喪失証明書が必要な場合は、「資格喪失証明書 交付書」を添付してください。			
備考	地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望するので申し出ます。 公立学校共済組合愛媛支部長 様 令和〇年 3月31日 申出者 組合員氏名 公立 太郎			

退職後の住所(転居する場合は新しい住所)を記入
※この住所へ証を送付します

医療費受給者証『有』の場合は、医療費受給者証の写しを添付

「任意継続掛金 早見表」を参考に選択
(『1:12か月前納』が最安)

初回掛金は、4月以降に届く払込書で払込み(入金が確認できましたら、証を送付します)

取消日が退職日の翌日以外の場合は「被扶養者取消申告書」及び必要書類を提出

継続認定する被扶養者がいる場合は必ず記入し、「任意継続申出用被扶養者確認書」を作成して添付(「確認書」に記載のない被扶養者は退職日の翌日で取消)

(退職前に記入する場合) 退職日
(退職後に記入する場合) 記入日

※「短期・介護任意継続掛金口座振替申込書」の1枚目を添付(又は後日提出)してください。(2枚目は本人保管用)
※任意継続の手続き(書類提出及び掛金納入)完了期限は、退職日から起算して20日です。